

山梨県ロゴマーク案募集要項

1 趣旨

令和3年(2021年)11月、山梨県が誕生(1871年)してから150年の節目を迎えます。

現在、新型コロナウイルス感染が世界中に広がっていますが、ICTの飛躍的な発展、人口減少の進行など、日常生活や社会の有り様はその姿を大きく変えようとしています。

このような状況下において、改めてふるさと山梨に対する誇りや愛着を高め、県民が一体となって未来に向かう意識を共有することは「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」を実現するために欠かせません。

山梨県誕生150年という節目の年に当たり、これからの山梨を象徴する県のロゴマークを作成することとし、広く県民の皆さんから山梨県をイメージするロゴマークの案を募集します。

2 募集内容

山梨県ロゴマーク案(図形要素+「山梨」の文字)

【制作条件】

- ①山梨県を表現し、希望あふれる未来を感じさせるデザインであること。
- ②「山梨」(漢字・ひらがな・カタカナ・アルファベットのいずれか)の文字を入れること。
- ③色数の指定はありませんが、白黒(または単色)での印刷・表示や、縦10mm×横10mm程度まで縮小した際にも識別できるよう考慮すること。

最優秀賞に選考された作品は、オリジナルピンバッジの作成などのPRに使用するほか、広く県民の皆さんにも活用していただく予定です。

(想定される活用例:商品やパッケージへの利用

ネクタイ・ハンカチなどの織物柄への活用など)

3 募集期間

令和2年7月8日(水)～8月31日(月) 午後5時必着

4 応募要件

【応募資格】 ・山梨県内に在住(住居がある方)・在勤・在学している方または、山梨県出身の方

・プロ、アマ、年齢は問いません。

※グループでの応募も可能ですが、その場合代表者1名を決め、その方が応募の手続きを行ってください。

【応募点数】 1人(1グループ)につき、何点でも応募できます。

5 応募作品の規格等

(1)日本工業規格A4判の白色用紙を縦長で使用し、上下左右各3cmの余白をとった範囲内にデザインしたうえで、上下が分かるように余白に上下の記載をお願いします。

(2)デジタルデータで応募する場合、作品のファイル容量は3MB以下、解像度は350

dpi 程度で、ファイル形式は JPEG、GIF 又は PNG としてください。

(3) 応募作品の元データ（フォトショップデータ、イラストレーターデータ等）は、審査が決定するまで保管し、山梨県からの要望があればご提出ください。

6 応募方法

所定の応募用紙を山梨県県民生活総務課のホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、応募作品と合わせて郵送または電子メールにより応募してください。

※複数作品を応募する場合は、1 作品につき 1 枚応募用紙を作成のうえ、応募作品と応募用紙の組み合わせが分かるようにしてください。

※応募用紙に記載された個人情報については、本ロゴマーク案募集に関連する用途以外には使用しません。

(1) 郵送の場合

応募用紙と応募作品（紙又はデータを保存した電子媒体（CD-R 推奨））を下記応募先へ郵送してください。

(2) 電子メールの場合

電子メールの件名を「ロゴマーク応募」とし、応募用紙と応募作品のデータを添付のうえ、下記応募先あて送付してください。

7 審査方法及び審査基準

【審査方法】外部有識者を含めた選考委員会にて審査を行い、受賞作品を決定します。

【審査基準】・山梨県を象徴するデザインであること

- ・オリジナリティがあること
- ・わかりやすく県民に親しまれるデザインであること
- ・商品包装や織物柄への活用や、宝飾品や貴石細工、甲州印伝などの本県固有の伝統工芸製品での活用などができる汎用性があること。

8 賞

【最優秀賞】1 点 副賞 10 万円（ただし、高校生以下は図書カード）

【特別賞】 若干 副賞 3 千円の図書カード

9 結果発表

受賞者には直接通知するほか、審査結果は、県ホームページなどで発表します。

（9 月下旬を予定）

10 注意事項

○未成年の方が応募する場合は、保護者の方の同意が必要です。

○応募にかかる費用は応募者の負担とします。また応募作品は返却いたしません。

○応募作品は、自作、未発表のもので、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害しないものとします。

○応募に伴い、応募者間又は応募者と第三者間において諸問題が発生した場合、山梨県は、一切の責任を負いません。

○受賞作品が他者の権利を侵害することが判明した場合、その他本募集要項の規定に違反していることが認められた場合は、結果発表後であっても受賞を取り消すものとします。

また、他者の権利を侵害する恐れがあると認められる場合も、受賞（採用）を取り消すことがあります。（その場合、進呈した賞状及び副賞は返還していただきます。）

○前項に記載する受賞の取消に伴い、採用者が受けた損失・損害等に対して、山梨県は、一切の責任を負いません。

○最優秀作品をロゴマークとして採用しますが、必要に応じて補作を行うことがあります。

○採用作品に関する著作権（著作権法（昭和45年法第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、山梨県に帰属することとします。また、採用作品の制作者は、採用作品について、山梨県及び山梨県が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとします。

○応募者は、採用作品を山梨県が商標出願及び登録を行うことを認めるものとします。

また、応募者は採用作品を商標出願しないこととします。

○他の応募者についての情報提供の依頼や、審査結果に関する問合せには応じません。

11 個人情報の取扱い

応募に伴う個人情報は、この事業以外の目的には使用しません。ただし、受賞者については、受賞作品とともに氏名、住所（市町村名まで）、職業（又は学校名・学年）、作品の説明等を、報道や山梨県のホームページ等で発表させていただきます。

12 応募先・問い合わせ先

山梨県県民生活部県民生活総務課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1（山梨県庁本館2階）

TEL：055-223-1350

（電話でのお問い合わせ時間：平日午前9時～午後5時まで（土・日・祝日を除く））

メール：logo@pref.yamanashi.lg.jp

ホームページ：http://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/